

排出量取引制度について

「地球温暖化対策基本法案」は先の国会で審議未了となったが、国内排出量取引制度の創設などが盛り込まれている。そこで、本年度より排出量取引制度を導入した東京都環境局より宮沢排出権取引担当課長をお招きして、公開の勉強会を7月7日に開催した（参加53名）。

世界の排出量取引制度

- ① 欧州（E U E T S）：発電所、石油精製、製鉄、セメントなどのエネルギー多消費業種で、2万kw以上の約1,100施設を対象に2005年1月より開始。
- ② 米国（R G G I）：東部10州の火力発電所が自主的に2009年1月より開始。

東京都の排出量取引制度

- ① 原油換算で年間1,500kリットル以上（CO₂排出量換算で約2,000ton）のエネルギーを使用する事業所やオフィス、商業施設、公共施設などを対象に2010年4月より開始。
- ② 削減期間は、第1計画期間（2010～2014年）、第2計画期間（2015～2019年）

③ 削減率は、オフィス8%、工場6%など。

④ 基準排出量の公平性

欧州では、2004年単年の排出実績を基に2005年の削減目標を決めた。しかし、東京都は2002年度より計画書制度を導入して排出実績を把握しており、2002～2007年度の間連続する3ヶ年度を事業者が選択できるようにして公平性を考慮している。

⑤ マネーゲーム化させない工夫

欧州（削減目標8%）では、例えば前年に10,000トン排出した事業者の場合は、年度初めに9,200トンの排出権が無料で与えられ、年度末に9,200トン持っていればよいというルールにしたため、この排出権が一斉に売買された。東京都の場合は、削減目標を超えて削減した量についてのみ売買を認める方式をとっている。

売買は当事者間で行うことを基本とし、東京都は売買をサポートする支援システムを2011年度から提供する。